

# 事業残地等の最適な活用方策検討基本方針

(平成24年1月26日 公有地総合調整会議により決定)

## 1 方針策定の目的

この方針は、「川崎版PRE戦略 かわさき資産マネジメントプラン（以下、「川崎版PRE戦略」といいます。）」に掲げる資産保有の最適化の取組を推進するため、法令その他別に定めがあるもののほか、「貸付地及び事業残地等の処分事務取扱基準」第2条でいう事業残地及び事業跡地（以下、「事業残地等」といいます。）に該当する可能性のある土地について、最適な活用を推進するための検討における基本方針とします。

## 2 検討の対象となる事業残地等

この方針において、最適な活用方策を検討する際の対象となる事業残地等は、主に公用又は公共用として活用されていないもののうち、将来においても活用の予定がないものとしします。

## 3 検討の基本的な視点

前項の活用方策については、事業残地等の個別的、具体的な状況等を十分に勘案しながら、次の(1)に掲げる手法等を用いて、客観的に見て(2)に掲げるいずれかの効果を得られることを、検討の基本的な視点とします。

したがって、それぞれの事業残地等の活用方策についても、活用の手法と効果について、明確に説明責任を果たすことができるよう、関係する局区が議論しながら検討を進めます。

### (1) 最適な活用を推進するための手法

活用の手法とは、次に該当する者のうち、(2)にいう効果の達成を見込むことができると思われる者に対して、事業残地等を使用許可、占用許可等の手続きにより使用せしめること、有償または無償により貸し付けること、若しくは売却することをいいます。

ただし、許可の手続き、貸付け、売却のいずれもが困難である場合、または本市による活用が最も効率的・効果的であると認められる場合は、この限りではありません。

- ① 川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第3条第1号でいう市民（以下、「市民」という。）で構成される団体

- ② 公募抽選、競争入札の手続きにより決定した者
- ③ 本市が最適な活用方策についての提案を公募により求め、審査により決定した団体・企業等
- ④ 公募によることがふさわしくない場合、若しくは公募する場合よりも客観的に妥当と判断できる場合に特定される団体・企業等

## (2) 事業残地等の活用による効果

「川崎版PRE戦略」の趣旨を踏まえ、この基本方針では、市有地を有効に活用することについては、市民または本市が、何らかの形でその効果を楽しむことができる必要があることとします。

なお、効果の性質は、次の①～⑨に該当するものとします。

- ① 暮らしやすい地域社会の構築に向けた取組が推進されること。
- ② 市民の参加と協働を推進すること。
- ③ 市民サービス向上に繋がる施策、事業を推進すると認められること。
- ④ 市民の福祉を増進すると認められること。
- ⑤ 市民の生活環境の改善が図られること。
- ⑥ 地球温暖化対策の取組に寄与すると認められること。
- ⑦ 事業残地等の活用から生じる果実、使用料、貸付料、売払金等により、本市に財政効果が生じること。
- ⑧ 川崎市が負担する当該事業残地等に係るコストが軽減されること。
- ⑨ その他、総合的に市民または市政運営に利益があると認められること。

## 4 計画の策定

前項の方針に基づいて、それぞれの事業残地等ごとに活用方策を検討した結果は、これを集約し、事業残地等の最適な活用を実施する計画を策定します。

この計画は、活用方策の検討や実施状況、環境の変化等に応じて、適宜必要な見直しを行うこととします。

## 5 計画の付議

前項でいう計画は、活用方策の趣旨や予定時期等を明らかにした計画案を財政局資産管理部が作成します。

また、その第一次計画は、公有地総合調整会議により決定されるものとし、その後適宜状況に応じて計画の内容に変更を加え、財政局長が必要と認めた場合に、同様の手続きを行います。

## 6 計画実施の際の事務手続き等

前々項でいう計画に基づいて、当該事業残地等の活用を実施する際の事務手続きは、法令その他別に定めがあるもののほか、「貸付地及び事業残地等の処分事務取扱基準」、「市有地等の貸付けに関する取扱基準」によることとします。

## 7 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、財政局長が定めます。